

日本関係清代档案をめぐる国際研究集会

東京大学史料編纂所では、東アジア所在日本関係史料の調査研究の一環として、中国第一歴史档案馆の協力により、同館が所蔵する清代档案（史料）一〇〇〇万件から日本関係档案のデジタル画像による抽出・収集と研究に取り組んでいる。二〇〇六年度は軍機処録副から約二四〇〇点分の目録と五〇〇〇枚のデジタル画像の提供を受けることが出来た。

二〇〇七年五月二十九日、史料編纂所と日本学士院の共催による「日本関係清代档案をめぐる国際研究集会」を、本郷学士会館（分館）で開催した。今回は、馮伯群副館長・王道瑞研究員（歴史档案）副編集長）ら同館の研究者を招き、王研究員から「中国第一歴史档案馆の文献館時期における档案文献編纂事業の概略」と題した報告がおこなわれた。一九二〇～三〇年代に、現在の档案館の前身である「故宫博物院文献館」がおこなった史料研究（整理）と史料集編纂がテーマとなっている。以下に、この報告をかかげる。

なお、本プロジェクトの推進にあたり、当日も参加した黄栄光共同研究員（中国科学院自然科学史研究所）には多大なるご尽力をたまわったことを付記して謝辞にかえたい。

（新東アジア科研・档案画像プロジェクト／保谷 徹）

中国第一歴史档案馆の文献館時期における档案文献編纂事業の概略

王道瑞

文献館時期というのは、設立の当初に故宫博物院に属しており、中国第一歴史档案馆の前身であった。このため、中国第一歴史档案馆文献館時期と呼ばれている。文献館時期には、掌故部・文献部が含まれていて、時期的には一九二五年の故宫博物院成立から、一九四九年の国民党の統治終了までがこれにあたる。

一九二五年一〇月の故宫博物院設立後、すぐに図書館の中に文献部が設けられ、南三所を選んで事務所として、故宫博物院に所蔵されている明清時代の档案（行政史料）及び史料的に価値のある物品の管理をすることとなった。当時の主要な仕事は、各宮殿の物品の点検・調査と、各

宮殿に収蔵されている档案の搜索・収集であり、それらは懋勤殿・景陽宮・批本処・内奏事処などに比較的多く収蔵されていた。集められた史料の中には、奏摺（上奏文の一形式）・上諭・档簿・図籍・試卷（科挙試験の答案）・貢单（進貢物のリスト）・履歴单（官僚の履歴リスト）などがあつた。これらは紫禁城の中より集められたために、「宮中档案」と呼ばれている。史料整理では、雍正年間（一七二三～一七三五）の朱批奏摺（官僚から皇帝に直接送られる上奏文。皇帝が朱で返答を記した）に主として力が注がれた。この奏摺はもともと、差出人別に分包されていたのであるが、年月・日付順に並べ替えが行われた。

一九二六年一月、故宫博物院は北洋政府国务院に対して、北京の中

海地区の集靈園に移交されていた軍機処檔案及び方略館の書籍——元々は方略館に保存され、その後、一九二四年に北洋政府國務院が接収したものである——を、故宮博物院内に戻して整理するようお願いされた。許可を得た後、軍機処檔案は景山西側の大高殿に移動された。二月に整理を始めたが、その内容は主として档冊と摺包の二種類に分けることができた。

二〇世紀初め、檔案・簡牘（竹や木に記された出土史料）・甲骨文字などの新史料の発見にともない、学术界は一時の活況を呈することになった。學術研究の切迫した需要のために、一九二〇年代から三〇年代にかけて、明清時代の史料を公布する最初のうねりが始まった。文献館は、明清時代の檔案を大量に収蔵し、優れた人材が集まっていたので、この時のうねりを促進する主要な担い手となった。文献館は、大量の新しい史料を刊布して、学术界の研究需要を速やかに満足させた。史料編纂、とりわけ檔案文献の編纂が帯びていた草分け的な性格は、後來に極めて大きな影響を与えることとなったのである。

一九二七年一〇月に文献部は掌故部と改められたが、当時既に、宮中檔案及び軍機処檔案から主要な史料を探し集めて、編纂・出版する作業に着手しており、それは『掌故叢編』と名付けられた。一九二七年一月に第一輯が出版されたが、当時は月刊として、毎月一輯を出版し、自身で発行を行って外部からの注文を受け付け、毎期ごとに発送した。大高殿を発売所とし、あわせて各書店に委託して販売もした。六月に第六輯を出版したが、毎輯約三万字で、二、三幅の挿図、檔案、史籍と専著もあった。檔案には、諭旨（皇帝からの命令）・題本（上奏文の一形式）・奏摺があり、専案の史料もあった。諭旨は順治（一六四四～一六六一）、康熙（一六六一～一七二二）両朝のもので、ともに、『大清実録』や『東華録』には記載されていなかった。題本は順治年間に吏部と刑部、

及び監察御史、給事中らが題奏したもので、洪承疇らの奏本もあった。整理作業の限界のために、当時の編集者たちは、どの様な内容の史料を編纂・出版するのか、あらかじめ計画する術がなかった。ある程度の史料が整理できたなら、その都度、それらを公布するしかなかったのである。一九二五年から一九三〇年までの檔案文献の編纂は、断片的なものを拾い上げるという段階にあり、テーマ選択と史料選択の境目は曖昧なものであった。この段階における檔案文献編纂の顕著な特色は、テーマ選択と史料選択がほとんど同時に進行していたことであり、テーマを選びつつ、そのテーマ内の史料を選んでいたのである。

編纂テーマの選択と史料選択の範囲は、整理できた檔案の範囲内に限られるという制約を直接に受けており、すでに整理された檔案の中から価値のあるものを選んでテーマを立てて、そのテーマに関する史料が十分に集まるのを待たずして公布するしかなかったのである。しかし先に公布されながらも、整理作業のたえざる進展にともない、史料選別も止むことなく続けられた。このため、文献館時期の定期刊行物の編纂には、特殊な方法が採用されている。『文献叢編』を具体例として挙げると、一冊の各テーマのページ数には、通しのページ数がなく、以降の輯にそのテーマの檔案があれば、また前の輯のページ数につなげる形がとられた。もしあるテーマの史料が、第一輯で一ページから四ページであったとすれば、その次の輯では五ページから始められたのである。このように、同一テーマの史料は随時発見され、随時、相応しい輯の中に編入された。例えば『文献叢編』（第一輯から第三六輯）の中で、「蘇州織造李煦奏摺」（蘇州織造を勤めた李煦の奏摺）というテーマに関する史料は、第二九輯から第三六輯までの八輯に分散している。「雍正朝関稅史料」は、第一〇、一一、一七、一八、一九輯の五輯に分散し、「太平天国史料」は、第二、三、五、二〇輯の四輯に分散しているなど、具体例は枚

挙にいとまがないほどである。この編纂方法を主導したのは、陳垣であった（氏は文献館特別招聘委員であった。当時の有名な学者、たとえば朱希祖、陳寅恪、傅斯年などは全て委員会に招かれていた）。彼は次のように考えていた。「檔案史料の公布は、作業時間を引き延ばして、ある歴史事件に関する檔案の全てを探しだし、檔案の元々の順序に従って印刷する必要はない。十日で一冊を出版したとしても、もしも檔案にもとからの欠落がないならば、あるテーマに関係する史料を全て探し尽くして、それからそのテーマを選んで刊布する必要はなく、発見したものを随時、相応しい定期刊行物の中に組み入れて、整理し終わったそれらの重要な檔案を速やかに公表すればよい。そうすれば、学術界の切迫した需要を適時に満足させることができる」。一九三〇年一月、宮中檔案から、雍親王より年羹堯に宛てた書翰及び允祀・允禔案の供述書は発見されたが、民国一九（一九三〇）年三月の『文献叢編』の第一輯で公刊された。この特色は、一九三一年以後の定期刊行物の編纂においてもずっと続けられて、特殊な編纂方法になったのである。

定期刊行物の装丁については、陳垣は線装を採用するよう主張した。実際は、定期刊行物だけでなく、文献館が出版したほとんど全ての史料に関する書籍は、すべて線装を採用している。これはまた、同時期にその他の機関が編纂した檔案文献の装丁にも影響を与えている。例えば、中央研究院歴史語言研究所が編纂した『明清史料』の甲・乙・丙の三編、北京大学が編纂した『洪承疇章奏文冊滙輯』などもみな、線装を採用している。定期刊行物が線装の方法を用いたことで、一方では、読者は、同じテーマであるが、異なった輯の中に分散している檔案を同じ箇所を集めて、改めて装丁をすることができた。また、一ページごとに一面にはページ数が記されているが、別の一面には、読者は自身の新しいページ数を打ち直すことができた。それ故、『史料旬刊』のような、細かな

史料を集めたものについて言えば、読者が各自、それぞれの必要に応じて装丁し直し、自身の需要に基づいて、自身のテーマに応じた新たな組み替えをすることができたのである。さらに、自分の新しいページ番号を書き加えれば、調査・閲覧にも便利である。「史料旬刊」は創刊された当初から、装丁をし直したいという読者の需要を既に考慮しており、それ故に『史料旬刊』の「発刊前記」には、「案件ごとに区切って、読者が後に集めて編纂できるようにした。ページの後面にはそれぞれページ番号を記して引用に備え、前面には特にページ数を記さず、読者が各案件を再装丁するときに、自身で書き入れることに備えた」と述べられている。「掌故叢編」、「文献叢編」、「史料旬刊」について言えば、もし再装丁することがなければ、同じテーマの史料が様々な場所に分散していることになり、さらに、毎輯の始めにただ総目があるだけで、そこには目印になるページ数が記されていないので、調査・閲覧しようと思っても非常に不便である。ただし、これは実際には当時の歴史条件の下での、一種の暫定的なやり方であった。中華書局が、一九九〇年に影印本（写真撮影本）で『掌故叢編』を再版したが、各テーマの史料を一つにまとめており、テーマごとにそれぞれページ数が記されており、その上で中華書局が『掌故叢編』を通じたページ数と総目録を改めて定めたので、調査閲覧に非常に便利であった。実際、この種のいわゆる「奇妙な編纂方法」はまさに、学者の研究需要を満足させるために、できるだけ早く史料を公布しようとする一種の努力であったといえよう。このため、一部の編纂作業が読者に残されることにもなったのである。陳垣が提議したこの種の編纂方法は、史料を公布し学者の需要を満足させる一挙両得のやり方であったが、最も苦心したところだったのである。

いわゆる一般的な史料の選択基準については、およそ四点がある。一つは「秘」であり、これは当時の機密案件で、現在では既にその機密性

を失っているが、なお社会的に知られていないものである。二つには「要」であり、これは比較的重大な案件である。三つには「異」であり、これは官や個人によって記され、既に刊行されてはいるが、詳細さや簡略さが異なっていたり、字句の出入が多いものである。四つには「新」であり、これは必ずしも機密性があるわけではなく、重要というわけでもないが、官刻の書籍に見られないため、現在、学問的に新材料とみなすことができるものである。すなわち、人々に知られず、あるいは知られていても不詳、不確かであることを基準として、テーマを選択し、関係する史料を世に公開し、それによって学术界にあった研究上の需要を満足させたのである。

このため、私たちは『文献叢編』第一輯から第三六輯までを考察し、列挙されたテーマが清朝の内政、外交、文化などの方面の政策やその実施状況に関するものであることを発見したが、その中でも外交と内政の史料が、同じように高い割合を占めていた。テーマ選択が内政と外交に偏っている原因は、二つある。

一つ目の原因は、文献館の館蔵という点から考えてみると、館蔵されている最も重要な史料が、軍機処檔案と宮中檔案だったことにある。清朝の雍正年間以前においては、内閣が国家政治の決定機関であった。雍正年間以降は、軍機処の地位がますます重要になり、しだいに内閣に代わって国家政治の中核、軍事や政治の大計が託される機関となった。軍機処は地位が特殊だったというだけではなく、完備された檔案文書の運用制度があり、上伝下達の各種の文書がみな、副本が写し取られて保管され、後の調査確認に備えられた。軍機処の主要な檔案には、『軍機処録副奏摺』（軍機処にて作られた奏摺の写し）、『上諭檔』及び『随手登記檔』（軍機処で扱う公文書の記録帳）がある。これらの檔案は、雍正年間以降の清代史研究をする上で、重要な価値を持っている。こうした

ことだけでなく、総理衙門が成立する前には、清朝政府とヨーロッパ列強の各種の交渉は、みな軍機処を通して進められた。故に、軍機処にはまた、中国とヨーロッパ列強の国際関係についての数多くの上諭・奏摺・照会文・函電（手紙と電報）などの史料が保存されている。宮中檔案について言えば、雍正朝以降には朱批奏摺の返還制度が実施されたので、宮中に所蔵されている朱批奏摺の数量は極めて多く、内容も豊富である。軍機処に所蔵されているほとんど大部分の檔案は副本であるが、宮中檔案は大部分が原本であるため、極めて重要なものであり、その中に数多くある朱批奏摺が言及している内容は、『大清実録』、『東華録』及びその他の官撰、私撰の歴史書に記載されておらず、そのために知る人の少ないものである。これを要約すると、文献館の所蔵内容が、内政と外交方面に偏重したテーマ選択を決定したのだといえよう。テーマ選択の基準は、文献館時代に編纂され、出版された大多数のものが政治類の史料であることを決定したのであるが、その中でも中外関係に関する史料の占める割合が最も高い。例えば『清光緒朝中日交渉史料』、『清光緒朝中法交渉史料』、『清宣統朝中日交渉史料』、『清季教案史料（一、二）』（教案とは、キリスト教教会と地元住民とのトラブルを言う）などである。その次に高い割合を占めるのは、清朝の内政に関わる史料で、その中の多くが清朝の統治期間中の機密案件や重要案件であるが、例えば『蘇州織造李煦奏折』、『清代文字獄檔』、『清三藩史料』などがある。

二つ目の原因は、当時の清代史学界、近代史学界が関心を持っていた問題が、文献館による史料公布の指針となった、ということにある。中国が近代になって立ち後れをしてしまった原因については、学界には考証学が主導していた清代の学界に原因を帰結させるといふ観点があった。このような観点においては、考証学者は数多くの古書に没頭し、名物訓詁に専念しても、現実の問題には注意を向けず、経世治要を考究しなかつ

たと考えられている。しかし、考証学が形成され継続していった原因は、清朝統治者が文化や思想の領域で実行した威圧政策にある。この政策の具体的な表れが、即ち歴代の政府が大いに引き起こした文字の獄であり、とりわけ雍正、乾隆両朝には大獄が続けて発生した。このため、文献館が選集した史料には、文字の獄に関係する内容のものが相当な比重を占めている。また、清代における最も敏感な問題としては、入関前の清朝と明朝との関係にまさるものではなく、それ故に清の開国初期に関係する史料は、清代にあつて或いは隠蔽され、或いは燃やされておき、文献館に残っている清朝開国初期の史料、例えば『満文木牌』（木牌に記された満洲語の档案）や、『清太祖実録』などは、清初の歴史を研究するための最も重要な史料であるといえよう。このため、歴代の実録の中でも、『清太祖武皇帝努尔哈齐（ヌルハチ）実録』、『清太祖努尔哈赤（ヌルハチ）実録』が選ばれて編纂・出版され、さらに、『多尔袞摄政日記』、『阿济格略明事件之満文木牌』なども出版された。アヘン戦争以後、中国は一步一步、半植民地社会へと淪落していき、中国の主権は破壊され、外交的には不平等な地位に置かれることとなった。蒋廷黻は、「私たちが我が民族の近代史を研究するなら、必ず近代の国交について理解しなくてはいけない……」との認識を示している。近代の中外関係、とりわけ中国とヨーロッパ諸国との関係の問題が、近代史学会の重要な研究課題になっていたことが、看取できよう。学界だけでなく、近代の中外関係の問題は、社会全体の関心が注がれるところでもあった。清代全体を見渡してみると、中国の外交は主動的なものから受動的なものに変化し、優勢から劣勢に変化した。文献館に所蔵されている軍機処及び宮中の档案は、比較的全面的に、清代を通じて外交上の地位の変化を生き生きと映し出している。故に、文献館が清末の中国とヨーロッパ諸国との関係についての数多くの史料を編纂・出版した時、やはり『康熙与羅馬使

節関係文書』（康熙帝とローマ使節関係の文書）が出版され、『英使馬嘎尔尼交聘案』（イギリス使節マカートニー交聘案）及び、清と朝鮮、安南などの藩属国との関係の史料が刊布された。他にも、太平天国史研究、近代革命史研究、清代経済史研究などもまた、文献館を、編纂し出版するに相応しい史料を世に問うことへと導いたのである。文献館時期における档案文献に関する定期刊行物は、書籍であることと実質的には同じであるが、それは定期刊行物を編纂する時に、もしあるテーマの史料が比較的多く、かつ、まとめて公布する必要があると思われる時には常に、特集号として出版したからである。例えば『清代文字獄档』、『清三藩史料』などはみな、『文献叢編』の特集号である。故に、書籍形式の档案文献は、文献館時期に行われた編纂に際して選ばれたテーマの一部分にすぎない。

档案の整理とは、順序整理と内容整理という二つの含意があつて、私たちが通常述べている档案の整理とは、実は档案の順序整理を指しており、内容整理というのは、即ち档案文献の編纂である。順序整理は内容整理の基礎であり、内容整理は順序整理の目的である。私たちが庫に満ちあふれた乱雑な档案に直面した時には、甲乙の順序も全く知らず、また述べられている時期がいつであるかも全くわからず、テーマや史料の選択を進める術がなかったのである。早くも一九二六年にあつて、軍機処档案の整理が未だ進展していない時、陳垣は内閣と軍機処の档案を利用して互いに付き合わせて対照させ、『清通鑿長編』を編纂しようとする構想を提出した。しかし一旦、実際の作業に入ると、ようやく「これは重大な事柄であつて、実行するのに時間がかかる」ということを知つたのであり、やむなく整理の進行にともなつて、随時、重要なものを選んで刊布したが、その重点は史料の公布にあつた。一九三一年から一九三三年にかけて、文献館は史料の刊布を拡大し、定期刊行物だけでなく、

別に単冊の書籍や叢書の出版もしたが、このことは档案整理の範囲拡大と直接関連していた。即ち、ある一つのテーマの史料収集が、比較的系統立っていて整っていたということである。但し、総体として言えば、整理作業の限界、及び時局の影響を受けて明清檔案は分散・流離してしまい、文献館時代の檔案文献の編纂は、不完全で系統立っていない史料選択という欠点を、存在せしめられることになった。主に以下の事がなされた。

選録すべきであったものの内に一部は未だに選択されていない。例えば辛亥革命の史料である『申報』は、一月二日分から選録をはじめ、一二月二三日分で中止されたが、武昌起義の起こった一月一日は、陰暦の八月十九日である。公文書や電報の選録には、始まりもなければ終わりもないというべきであるが、その原因についても説明はない。また、『清光緒朝中法交渉史料』は光緒元年（一八七五）から始まり、光緒十一年（一八八五）で終わっている。光緒帝は在位三四年であり、宣統帝は在位三年である。光緒朝の中日関係、中法関係両部の外交史料は、みな未だに編纂が完了しておらず、宣統朝のものは遺漏が多く、かつ簡略に過ぎる。以上のテーマは、大量の檔案史料があつて補充が行われたが、これは重大な欠陥であるといえよう。

一方では、選択すべきではないのに選択されたものもある。例えば、編纂者が史料を選択したが、基準がなくて全てが適切なものではなく、一定の数を揃えようとする傾向があつたために、内容としては取るに足らない文件であっても、濫りに編入されて数あわせにされた、というようなことがある。また例えば、『史料旬刊』に収められている『道光朝留中密奏專号』（道光年間に宮中に留められた秘密上奏文の特集号）は、その中に上論と抄件が含まれるが、ともに密奏の範疇に属さないものであり、一部の史料価値は高くない。例えば、四、五阿哥（皇帝の兄弟）

に賞賜された物品リストなどであるが、これはその中の一例であり、編纂者は選択を加えずに『史料旬刊』の中に列入したのである。

これにより、後の人が行った文献館時代の檔案文献編纂の評価には、批判的なコメントが含まれることとなった。「故宮博物院の檔案整理は、明らかに計画性のない細々とした発表であり、かき集めと同じで、発表された史料は偏りが強く、史料選択の基準をしっかりと設けているとは受けとめがたい」、また、「編者の態度には厳肅さが不足しており、作業も粗雑である」などである。文献館時代の檔案文献編纂には、選ぶべきを選ばず、或いは、選ぶべからざるを選んできたという欠点があり、確かにあつた。しかし、これは決して「かき集め」ではなく、できるだけ早く、時を逃さずに史料を公布するために、やむを得ず行つたのであり、そうでなければ絶対に史料の公表はできなかった。文献館時代の史料編纂の具体的な歴史背景を無視し、当時の定期刊行物に採用された特殊な編纂方法を知らず、史料を公布しようとする差し迫つた心情を理解せずして、文献館の行つた史料編纂の歴史的、客観的な評価を下すことはできない。一九三〇年、中央研究院歴史語言研究所が『明清史料』甲編第一冊を編纂した時の編集方法もやむを得ずして採用されたものであつた。発刊の言葉に次のように述べられている。「檔案の整理がまだ終了していない。ここに刊行するものは、檔案整理のプロセスの中で随時選出された、世間に公布する価値のあるものである。もっとも完璧なやり方は、整理が終わつた段階で刊行すべきもの全てを選び出し、分類をし、注釈を付けた上で刊行することであろう。しかしこの事業は十年以内に終了する見込みはない。近年、国内の研究者は、檔案のような一次史料に非常に注目しているので、速やかに公布しなければ、求める者の望みに応えていないということになってしまう。……ここで、整理が一段落したところでもとらずに刊行することにしたが、いい加減に事をなし

たというのではない」。ただしこのことは当然、史料の公布を急ぐあまり、史料を選ぶ時に、特定の檔案の価値把握が正確なものでなかったという主観的な原因があったことを否定するものではない。

しかしながら、文献館は史料を編纂する時に、史料の選集を完全なものにしようとする努力を放棄していたわけではない。まず、檔案の整理範囲の拡大にもなつて、特集号を編纂する上では、力を尽くして不備のないよう史料を捜し集めさせた。『清代文字獄檔』を具体例とすれば、史料の来源からみると、軍機処檔、宮中檔があり、他にもさらに『大清実録』、『大清十朝聖訓』、『東華録』及びその他の史書の中から史料を探し求めた。さらにまた、欠落している檔案の下には、どういったものが欠落しているのかを明記した。例えば、「胡中藻の『堅磨生詩鈔』案」の下には、「本案は吏部摺一件、胡宝琮が奏した、胡中藻の資産の変金を報告した奏摺内のリスト一件が欠落している」と明記されている。

「丁文彬逆詩案」では、下に「本案は三法司が議奏した一件が欠落している」などと注記されている。『清代文字獄檔』は第一輯の「編纂略例」で、次のようにはっきりと述べている。「文字の獄についての史料は、各朝の檔案の中に分散していて、一時の搜索・収集ではまだ完璧を期することはできないが、以後、もし続けて発見があれば、直ちにまた補刊をする」。これは文献館が、史料の選集において遺漏のある可能性を認識していたというだけでなく、史料を完璧に選集することの重要性を、非常にはっきりと認識していたことを、より明らかに説明している。また、明清時代の檔案は北京にあるいくつかの學術機関の中に分散・保存されており、文献館は同一のテーマの檔案史料を不備なく捜しだすために、その他の機関との合作編纂に力を入れていた。『故宮俄文史料』、『蘇州織造李煦奏摺』、『清季教案史料(一)』、『清季教案史料(二)』などはみな、文献館と北京大学の文化研究所、中央研究院歴史語言研究所

との合作編纂である。

文献館の行った檔案史料の編纂作業については、史料に対する考証が、その編纂作業の質を最もよく体現している。史料に対する考証は、主に著作物の序文や案語(編者によるコメント)の中に表現されている。案語の主旨は考証にあり、往々にして不明な点を明らかにし、文字についてしっかりと吟味し、内容についても檔案に関する名詞についての考釈、檔案が言及する史実の考証、他の史書における記載の詳細さや簡略さが互いに異なっている状況、及びその史料価値の補足といった方面のことまでも含んでいた。また、檔案の原本の体裁や檔案の来源も紹介している。この時期に出版された史料の序文は、その多くが当時の名士の手に成るものであり、例えば蔡元培が『清代内閣旧藏漢文黃冊聯合目錄』の序文を記し、陳垣が『康熙与羅馬使節關係文書』の序文を記し、沈兼士が『清内閣庫貯旧檔輯刊』、『故宮俄文史料』の序文を記し、余嘉錫が『碎金』の跋文を記し、翁文灝と朱希祖がそれぞれ『清乾隆内府輿圖』の序文を記し、傅增湘が『掌故叢編』の序文を記し、許宝蘅が『掌故叢編』の題辞を記すなど、枚挙にいとまがないほどである。此等の序文、題辞、跋文は、その著作物の内容と主旨を明確に示して、読者に便宜をはかっているだけでなく、檔案及び檔案が言及している史実や時期についても考証しており、檔案の史料価値を明快に指摘している。

ただ、全てのものに案語が付けられていないとは限らない。『掌故叢編』編纂の「凡例」によると、公布する史料について、「顛末を説明すべき、あるいは考証すべき」時に、はじめて「案語を考慮して附した」から、即ち、考証が必要な專題であつて始めて案語を附したためである。『掌故叢編』の前四輯の案語の作者は許宝蘅であり、『文献叢編』の案語の作者は単士元らであった。これらの案語及び序文は、誠に、明清時代の檔案史料についての価値のある學術論文である。文献館の編纂した檔

案史料のために学界の名士たちが行った紹介は、比較的高い権威性と正確性を備えていたので、自然と社会における影響力を拡大させることとなった。

注釈は、夾注（文中に注釈を挿入すること）の形式が採用された。文献館が編纂した史料は、本文については縦書きの形式を採用し、注釈は本文の下に、小字で二行組みにして印刷しており、その内容には朱批の標識、影印にした檔案についての説明、省略された文字についての説明などが含まれている。その中でも朱批の標識が最も多く、例えば「知道了（了解した）」と朱批が記されていれば、この場所に朱批で「知道了」の三文字があると説明している。総じて言えば、文献館時代の注釈は、檔案の原形についての説明というだけで、檔案の内容が含んでいる名詞や述語の解釈と説明はまだ見られなかった。

文献館が編纂した檔案史料の標題は、その差出人、事由、名称、時期といった事について言及しているが、統一された形式はなく、各檔案文献の標題は不揃いなものである。あるものはとても簡略で、差出人と名称によって構成されており、甚だしい場合は、その名称だけを表示しているのみであった。さらにもあるものは元々の標題を書き写しており、例えば『史料旬刊』第二期の「雍正安南勘界案」の中にある「安南国来東」、「鄂尔泰擬咨安南王稿」などの標題には、その後に「原名」という文字が注されているが、これは即ち元々の標題を書き写したということである。『清三藩史料』の標題は多くがこの類であり、例えば「湖南巡撫張朝珍題」、「江南総督阿席熙咨」などである。ある標題は特別に冗長であり、事由についての概括性がないが、『清代外交史料』、『清光緒朝中日交渉史料』、『清宣統朝中日交渉史料』などの標題はみな、この類に属している。例えば『清代外交史料（道光朝）』の第四冊などは、ついに一つの標題が八〇字余りにも達している。標題が簡潔に過ぎたり、或い

は長文に過ぎたりすれば、ともに標識において利せず、読者の手引きになる働きを果たすことができない。

文献館が編纂し、公布した檔案史料は、みな句読点を打って段落を分けていない。張徳沢は、文献館時代の檔案文献編纂が、句読点を打たず、段落を分けていないことについて、その作業の質が高いものでない一つの表れであるとしており、また批評も比較的多い。陳恭楙もまた、これに対して批判的な態度を持っている。

「五四」新文学運動は白話文（口語）の使用、新しい句読点記号の採用を提唱した。一九一九年に胡適と馬裕藻、錢玄同、朱希祖、周作人、劉復といった人々は、北洋軍閥政府の教育部に、新式の句読点記号を採用するように提議している。尊古派の劉師培、黄侃は月刊で『国故』を創刊したが、発表された文章は全て文言文を使用しており、新式の句読点記号は用いず、印刷形式もまた、依然として古書の形式のままであった。国民党政府は一九三三年に、政府の公文書については、その内容を根拠として段落を分けるようにし、併せて新式の句読点記号を採用することを、ようやく決定した。文献館の学術的な定期刊行物である『文献特刊』（一九三五年）の中で、一部の作者、たとえば蔣廷黻は、新式の句読点記号を用いているが、孟森は新式の句読点記号を用いず、伝統的な断句のやり方を用いているのみである。これは、当時において新式の句読点記号が、作者が自ら使用を願うかどうかという段階に位置しており、全社会的に使用が統一されていなかったことを説明している。こうした状況下では、我々は当然のことながら、文献館は必ず檔案文献に句読点を加えて段落を分けるべきであったと強いて求めることはできないし、ましてや、文献館時代には迅速に史料公開することに重きを置いていたので、句読点をつける時間もなかったのである。同時期と同じ種類の出版物を見ると、例えば中央研究院歴史語言研究所が編纂した

『明清史料』もまた、句読点がない。『北京大学研究室編洪承畴章奏文冊汇编』は旧式の古書のやり方にならなくて、僅かに文章を区切っているだけで、新しい句読点記号をつけてはいない。私たちは、文献館時代の檔案文献編纂において句読点が付けられていなかった問題に対しては、歴史的な態度を取るべきであり、苛求してはならないのである。

文献館が編纂・公布した檔案史料の割付け方法については、檔案の原文通りに印刷することはせず、最初から最後まで、文字の順序のままに縦書きで一段とした。題本、奏本（上奏文の一形式）、奏摺などについては、抬頭（皇帝や皇帝に関する事柄について、行を改め一文字、二文字上から書き始める事）や側書（自身について謙称する時、行の右辺に小字で記す事）を改めた。朱批奏摺は、朱批については夾注の形式を採用し、朱批の部分があれば小字で二行組みにして印刷した。他にも、選ばれた史料の中に省略する所があれば、省略の内容は、それ以前に記された重複するものとして、省略を示す表現は、「云々、某ページ、某行から某行までを見よ」として、小字で二行組みにして印刷した。『清三藩史料』を例に挙げると、第六輯の「湖広巡撫張朝珍題」の五二七ページには、「……張朝珍が謹んで、命令を敬奉する為に上奏した。先に奉じた安遠靖寇大將軍云々、五一五ページ一九行から二三行までを見よ」とある。こうした例は非常に多く、文章も煩わしいので、他の例は挙げない。

文献館は檔案史料を編纂・公布するにあたり、校勘作業をしたので、一部の史料には正誤表がつけられることとなった。『清三藩史料』を例に挙げると、第一輯、第二輯の後ろにはともに正誤表が付けられていて、誤字、脱文、余分な字句が、どのページのどの行のどの字であるのかを、詳しく列挙している。ただし、檔案原文の字句の錯誤については校勘が行われていないが、これは文献館時期には時間的な余裕がなかったため

に、子細に校正する暇がなかったからだといえよう。また、かりに檔案の原文中に明らかな誤りが見つかったとしても、原貌を維持するために、みだりに手を加えなかったのである。まさに、「清代文字獄略例」の中で述べられているように、「軍機処に保存されているのは、当時に書写された副本であり、字句は常に誤字脱字がある。ここでは慎重な態度を取って、ひとまずそのままにして、みだりに改訂を加えることはしない。もし虫食いで欠けた部分があれば、□を用いて記した」のである。

『清代外交史料（嘉慶朝）編纂略例』でもまた、「原文には、時に誤りがあるけれども、ひとまずそのままにして、ありのままを残した」とある。文献館が編纂・公布した檔案史料は、配列の体裁として、二つの方法を採用している。一つ目は、時代順に従って史料を配列する方法であり、例えば『清三藩史料』などは、第一輯から第六輯まで時間順に配列されており、時期的には康熙一三年（一六七四）五月一三日から康熙一五年（一六七六）の（二月）初五日までに限られている。他にも、『清代外交史料』、『清光緒中日交渉史料』、『清光緒中法交涉史料』、『清宣統朝中日交渉史料』などもまた、第一輯の方法を採用している。二つ目には、テーマごとに時間と組み合わせる史料を配列する方法であり、一つのテーマごとに、時間の前後順序を按じて配列した。ただし、テーマ自体の順序については、遵守すべき明確な規定がなかったが、これは当時、史料整理と編纂作業が同時進行であったことに関係している。『掌故叢編』、『文獻叢編』、『史料旬刊』、『清代文字獄檔』、『清季教案史料』、『蘇州織造李煦奏摺』などはみな、この二つ目の方法を採用している。時代順の史料配列は、簡便で実用的であるが、これは文献館時期に配列の体裁として採用した最も基本的なやり方である。一般的に、檔案が書かれた時期を順序として、もし奏摺であれば、原奏の日付を基準としている。原本に時間の記載がない檔案は、各テーマの最後に置いた。配列が時間だ

けを基準にしているか、テーマと時間の二つを基準にしているかにかかわらずなく、読者に調査閲覧の糸口を与えたのである。中央研究院歴史語言研究所が編纂した『明清史料』は、時間順の配列もない上に、事案も分かつたらずに史料を並べているだけである。これと比べれば、文獻館が編纂した檔案文献は、読者が利用しやすいようにさらに便宜を図っていたといえよう。

また、文獻館時期に編纂された檔案文献の目録は比較的簡略なものであり、索引がなく、甚だしい場合に至っては、目録さえもない。例えば『清光緒朝中日交渉史料』、『清宣統朝中日交渉史料』などがそうである。『掌故叢編』を除いて、檔案文献には編集者の署名が見られない。出版装丁の上では、線装を採用し、多くが活版印刷であるが、文獻館は保存されている檔案の原状から出発したので、檔案文献の編纂上、影印を採用したのも比較的多い。各史料の影印があるだけでなく、影印出版された専書もある。

文獻館時期の檔案文献編纂は、中国史上最初の、檔案館によって進行された大規模な檔案文献編纂作業であり、編纂の各行程での試行錯誤は、有益な経験となっており、その功績は明清時代の檔案文献編纂事業の中で埋没させることはできないものである。

翻訳：村上正和（東京大学大学院人文社会系研究科）
補訂分翻訳：黄栄光（中国科学院自然科学史研究所）